

埼玉県公安委員会規程第2号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師の委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成29年2月22日

埼玉県公安委員会委員長

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師の委嘱等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項に規定する講習会をいう。）の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会（法第9条の14第1項に規定する講習会をいう。）の講師（以下これらを「講師」という。）の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 埼玉県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条第2項又は第31条第2項の規定に基づき、国家公安委員会が指定する指定法人等が届け出た者の中から、猟銃又は空気銃の使用、保管等の取扱いに精通し、人格的に優れているものを猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講師及び年少射撃資格の認定のための講習会の講師として委嘱するものとする。

2 委嘱は、別に定める委嘱状を本人に交付して行うものとする。

(解嘱)

第3条 埼玉県公安委員会は、講師たるにふさわしくない非行があった場合その他特別の理由がある場合には、任期中であっても、辞職の勧告を行い、勧告に従わない場合は解嘱することができるものとする。

2 解嘱は、別に定める解嘱通知書により行うものとする。

(辞職の承認)

第4条 講師からの辞職の申出又は講師の死亡により辞職を承認する場合は、別に定める辞職承認書により行うものとする。

(委任)

第5条 講師の委嘱等のほか、講師の運営に関する必要な事項については、埼玉県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。